

学校いじめ防止基本方針



令和 8 年 4 月改定

四国中央市立川之江小学校

目次

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(2) いじめの禁止	1
(3) いじめの定義	2
(4) いじめの態様	2
(5) いじめ問題の理解	2
ア いじめをとらえる視点	2
イ いじめの構造	3
ウ いじめる心理	3
2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
(1) 学級経営の充実	3
(2) 人権・同和教育の充実	3
(3) 道徳教育の充実	4
(4) 体験活動の充実	4
(5) 児童の主体的活動（児童会活動）	4
(6) 分かる授業づくり	4
(7) 特別活動の充実	4
(8) 相談体制の整備	5
(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	5
(10) 発達障がい等への共通理解	5
(11) 校内研修の充実	6
(12) 保護者への啓発	6
(13) 学校相互間の連携協力体制の整備	6
3 いじめの未然防止等の対策のための組織の設置	6
(1) 名称 「校内生徒指導委員会」	6
(2) 構成員	6
(3) 活動内容	6
ア 早期発見のための研修・情報交換	6
(ア) 子どもの声に耳を傾ける。	6
○ 日記指導など	6
○ 子どもの方から自主的に来る相談	6
(イ) 子どもの行動を注視する。	6
イ アンケート等調査の工夫	6
ウ 相談活動の充実	7
エ 保護者との連携・情報の共有	8
オ 地域との連携	8
カ 関係機関との連携	9
キ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応	9

ク	いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定	10
ケ	学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善	11
(4)	年間取組計画の策定	11
(5)	取組評価アンケートの実施・考察	12
4	いじめが発生した場合の組織の設置	13
	(早期対応、認知したいじめに対する対応等)	
(1)	名称 「いじめ対策チーム」	13
(2)	構成員	13
(3)	組織図	13
(4)	活動内容	13
ア	事実確認・情報共有	13
イ	被害児童・保護者に対する説明、支援	13
ウ	加害児童への指導及び保護者への支援	14
エ	いじめが起きた集団への働きかけ	14
オ	教育員会への報告・連絡・相談	14
カ	安全措置（緊急避難等が必要な場合）	14
キ	懲戒	14
ク	出席停止	15
ケ	犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき	15
コ	生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき	15
サ	いじめが解消されたとの判断基準	15
5	重大事態への対応	15
(1)	調査組織	15
(2)	対応	15
(3)	報告	15
(4)	調査協力	16
(5)	調査結果の提供	16
6	学校評価	16
7	ホームページでの公開について	16
8	平時からのいじめ及び重大事態対応への備え	17
(1)	いじめの初期対応のフローチャート	17
(2)	いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト	18
9	資料	19

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立川之江小学校

はじめに

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校における学校いじめ防止基本方針を策定する。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては次のようなものが挙げられる。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応がこの教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

よって、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等を推進する体制づくりを確立するとともに、いじめが発生した場合の迅速かつ適切な対応に努めるものとする。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

【本校の基本理念】

- いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる」問題であることを十分に認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努める。
- いじめの兆候をいち早く把握して、適切かつ迅速に対応する。
- いじめを受けた児童等のケアに最善を尽くす。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法 第4条）

児童等はいじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(4) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずし、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネット上での個人情報流出や誹謗中傷、嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通知の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(5) いじめ問題の理解

ア いじめをとらえる視点

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、

嫌がらせやいじめ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。いじめは、力の優位、劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせることにもなる。

イ いじめの構造

いじめを理解する上で、もう一つの重要な視点は、いじめが意識的かつ集合的に行われるということである。いじめられる児童は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていく。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。そこで、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、傍観者の中からいじめを抑止するために積極的に状況を変えようと行動する「アップスタンダー」を育てていく学級経営を行うことが必要である。

ウ いじめる心理

いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み取ることも重要である。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいる。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童の生活をみることでいじめの未然防止につながる。

いじめの衝動を発生させる原因としては、次のようなことが挙げられる。

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者になることへの回避感情
- ⑥ テレビ番組やネット動画等の安易な模倣 等

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

ア 学級経営案に「いじめの防止」に向けた留意点を盛り込む。

イ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のお天気調べ」を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、学級経営に生かす。

ウ 児童一人一人が大切にされる学級経営に努める。

(2) 人権・同和教育の充実

思いやりの心を醸成するとともに、仲間意識に支えられた集団づくりに努める。また、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ・ キラキラメッセージ
- ・ かがやき見つけたコーナー など

(3) 道徳教育の充実

自己の生き方についての考えや人間としての生き方の自覚を深め、自立心や自律性、自他の生命を尊重する心、規範意識などの豊かな人間性を育成する。

- ・ 道徳性育成に資する体験活動
- ・ 命の教育の充実
- ・ 道徳ファイルによる保護者との連携

(4) 体験活動の充実

友人関係、集団づくり、社会性の育成のため、異なる学年や異なる世代の人と積極的に交流する機会や場を設けて進んで活動させる。

ア 社会体験や交流体験を計画的に位置づけ、(2～3ヶ月に1回、学期の節目ごとに1回など)児童が自ら気づく・学ぶ機会を提供する。

イ 他の児童や大人との関わりを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく活動を工夫する。

(5) 児童の主体的な活動(児童会活動)

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

ア いじめ防止に資する児童等が自主的に行う活動へ支援する。

- ・ 児童会の活動
- ・ 学級なかよし
- ・ 学年集会
- ・ なかよしTV

イ 異学年交流を取り入れ、協力したり協調したりすることを学習して、人によりよく関わる力を身に付ける。

- ・ きょうだい学級活動

(6) 分かる授業づくり(授業改善・指導方法の工夫改善)

すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を進める。

ア 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から、研究授業を行う。

イ 学力向上推進計画の立案と実践

ウ 学力向上推進のための取組発表会

(7) 特別活動の充実

ア 学級活動における話し合い活動の充実

イ 指導・支援における留意点

- ① 児童が「成就感」を味わえる活動を工夫して「自己有用感」を高める。
 - ・ 主体的な係活動、委員会活動、学校行事への協力、ボランティア活動への参加など
- ② 教師と児童の信頼関係及び児童相互の「共感的な人間関係」を育てる。
 - ・ 朝の会や帰りの会、なかよし学級活動、遠足等でのグループ活動など

- ③ 「自己決定」の場や機会をより多く用意し、児童が自己実現の喜びを味わうようにする。
- ・ 少年自然の家、修学旅行、クラブ活動などでの自己の目標設定と実践・活動
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等の活用）
- こころの相談室（月・木・金 相談員在室）や相談の日（月 1 回）の活用により、相談体制を整備する。
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- インターネット等を通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。
- ア 学校で行われる対策
- 情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図るとともに、問題が起きた時の具体的な解決方法や実践力を養う。
- イ 家庭に対しての啓発
- 児童の携帯電話、スマートフォン、P C等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。SNS やネットゲーム等におけるトラブルについて、P T Aの会合や学級懇談等で話題にし、啓発を行う。
- ウ 発生時の対応
- 被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。また、教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるように努める。
- (10) 発達障がい等への共通理解
- ア 全教職員の共通理解
- ・ 校内教育支援委員会
 - ・ 校内生徒指導委員会
- イ 「個別支援」に基づく対応
- 「つまずきやすい」児童に対して、個に即した助言や支援を行う。
- ウ 「集団指導」に基づく対応
- 「つまずきやすい」児童だけでなく、全ての児童が互いの特性を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進める。
- (11) 校内研修の充実（いじめ及び法令等に関する研修の実施）
- ア いじめの未然防止についての研修
- イ いじめが発生した場合の対応についての研修（ケースワーク等も含む）
- ウ 生徒指導上配慮を要する児童についての共通理解と事例研修
- エ いじめ防止対策推進法、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン等の法令研修

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 生徒指導主事会での情報交換、進学先の中学校との児童に係る情報の共有
- イ 学校関係者評価委員会での情報交換
- ウ 学校評価（自己評価）での取組の反省と情報交換

3 いじめの未然防止等の対策のための組織の設置

- (1) 名称 「校内生徒指導委員会」
- (2) 構成員

校長 教頭 事務長 主幹教諭 生徒指導主事 養護教諭 特別支援教育コーディネーター 各学年の生徒指導担当者

※ 必要に応じて外部専門機関と連携する。

(3) 活動内容

ア 早期発見のための研修・情報交換

(ア) 子どもの声に耳を傾ける。

○ 日記指導など

今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に رفتたり、積極的に活用したりしていく。例えば、教職員と児童との間で日常行われている日記の活用を図る。さらに、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。

○ 子どもの方から自主的に来る相談

基本的に傾聴する。十分な時間が取れないときは相談に使える時間を伝え、短い時間でも対応する。その際は、時間的ゆとりがあるときにまた相談に乗ることを約束する。自主的な相談は、始めは他愛もない話題であっても、そうした話題の背後にもっと重要な問題が隠れているかもしれない、という予測の下に傾聴する。深刻な問題ほど、何気ない相談から始まることが多い。

また、いざ話を聞こうとすると沈黙が続く場合もある。話すための心のエネルギーが枯渇している場合や、教員に向かって話すことにためらいや抵抗が生じていることが考えられるので、そうした場合にはカウンセリングの技法を援用する。（資料参考 P 17）

(イ) 子どもの行動を注視する。（必要となる情報を子どもから直接集める）

的確な児童理解に基づいた生徒指導を行うため、児童の様々な情報を収集する。

イ アンケート等調査の工夫

- ・ 「記名式アンケート」を実施する。
- ・ 「記名式アンケート」の結果を踏まえつつ、すべての児童を対象に「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりする。
- ・ アンケート実施時は、ふざけたりしないで正直に答えてほしいということを見童に伝える。また、回収後は児童の目の前で大封筒に入れるなどし、無記名ではあっても匿名性を守る姿勢を見せる。

ウ 相談活動の充実

下表のような相談形態や相談方法の選択肢を複数用意して、多様な視点で、きめ細かく支援することができる体制をつくることが求められる。

代表的な相談形態 ・ 個別相談

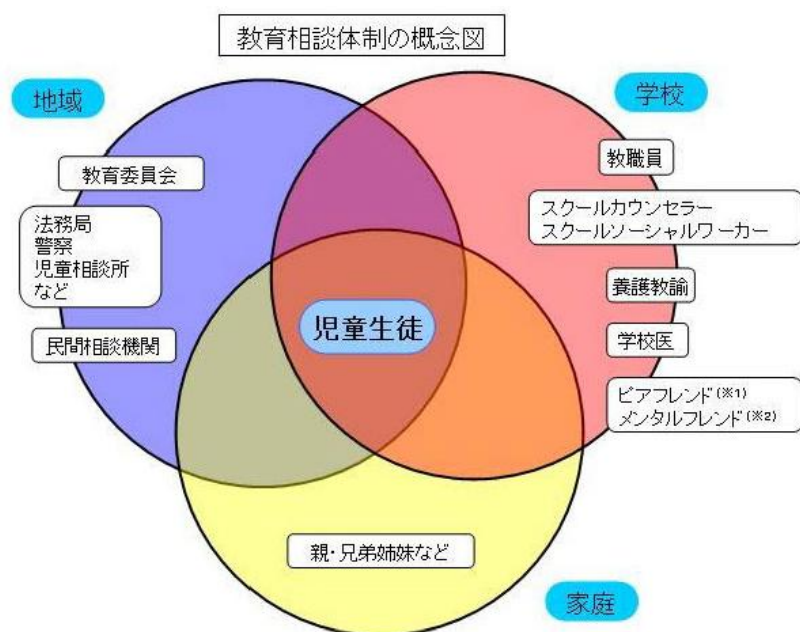
- ・ グループ相談
- ・ チーム相談
- ・ 呼出し相談
- ・ チャンス相談
- ・ 定期相談
- ・ 自発相談 など

代表的な相談方法 ・ 面接相談

- ・ 電話相談
- ・ 手紙相談
- ・ F A X相談
- ・ メール相談

教育相談を進める上で注意すること

- すべての児童を対象とする。
- すべての児童を対象とする以上、すべての教員が、適時、適切に行う。学級担任、養護教諭、心の相談員など限られたものだけが行うものではない。そのためにすべての教員が教育相談の基本について理解し、実践できるように、様々な機会に教育相談の原理や方法などについて研修を受けることが望まれる。



(※1)ピアフレンド : 児童生徒の自助組織。悩みを抱えている同級生や後輩への相談活動などを行う。
 (※2)メンタルフレンド : 大学等において心理や教育に関する学科について学び、いわば「お兄さん、お姉さん」的な存在に当たる大学生などを学校や家庭、教育支援センター等に派遣し、子どもや保護者への支援を行う。

- あらゆる教育活動を通して行われる。しかし特に、定期面談や呼出し面談は教育相談の大事な場面として位置付けられる。
- 教員が児童一人一人と向き合うことが可能となるような時間の確保とそのための条件整備が求められる。
- 心の問題を言語化できずに何らかの身体症状で訴える児童が増えているので教育相談上、養護教諭の存在と役割が大きくなっている。
- 児童が相談したいと思うタイミングを逸することなく相談できるように、相談機関や相談方法の選択肢（チャンネル）を複数用意し、多様な視点できめ細

かく児童を見守る。下記のような相談窓口を適宜児童に紹介しておく。

- ・ 24時間いじめ相談ダイヤル
0570-0-78310（なやみ言おう）
- ・ 法務局・地方法務局子どもの人権110番
0120-007-110
- ・ 愛媛県警察の少年相談窓口
089-934-0110
- ・ 一般社団法人日本いのちの電話連盟
0570-783-556（なやみ ところ）
- ・ 社会福祉法人愛媛いのちの電話
089-958-1111
- ・ チャイルドライン
0120-99-7777

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

- 保護者との関わりの難しさの背景の理解
 - ・ 保護者のゆとりのなさ
（経済的なゆとりがない場合、保護者のだれかが病気である場合、夫婦関係や嫁姑関係、親戚関係、地域との関係などに悩む場合など）
 - ・ 親行動を学び、身に付ける機会のなさ
（適切な親モデル、援助者がいない状況で、手探りの育児をしている保護者もいるが、保護者としての成長を支援する教育相談もある）
 - ・ 生じている問題の重さ
（特に発達障害など、トラブルの原因となる児童の問題が大きく、周囲がいろいろと手を尽くしても容易に改善されない場合）
 - ・ 価値観の多様さ
（保護者は保護者なりの教育意志をもって我が子を育てているものの、その価値観が教員や学校が重要視するものと大きく異なることがある。）
- 保護者面接の進め方
 - ・ 難しい関係になる前に
 - ・ 連絡の段階から相談は始まる
 - ・ 率直に問題を伝える
 - ・ 来校してくれた労をねぎらう
 - ・ 時間は長すぎないように
 - ・ プラスの情報・具体的な話
 - ・ まずは保護者の話に耳を傾ける
 - ・ 問題点を指摘するときは今後の対策も伝え、前向きな話になるように
 - ・ 親が無口でうまく表現できないときは「繰り返し」や「明確化」などのカウンセリングの技法が役立つ。

オ 地域との連携

まず、教職員は地域を理解する努力を要する。
次に、連携の在り方としては、2点挙げられる。

- 情報面から見た地域との連携

- ・ 地域での教育活動について情報を共有する（例 学校便りなどを通して）
- 行動面から見た地域との連携
 - ・ それぞれの活動主体が相互に連絡調整を図り、目的・計画・役割分担などを明確にする。

意識すべきこととしては、2点挙げられる。

- 児童の主体性を尊重した様々な活動や体験を展開し、生きる力を育成する。
 - ・ 児童の社会性を育成するために地域における体験活動の充実を図る。
- 地域の人々の支援活動
 - ・ みまもり隊やえがおクラブなど、学校を支援するボランティア活動に児童が接することにより、多様な教育活動を展開する。

カ 関係機関との連携

分野	主な機関名
教育	教育委員会，教育事務所，教育相談所，教育センター 適応指導教室，特別支援教育センター
福祉	児童相談所，市町村，福祉事務所，児童自立支援施設 児童養護施設，主任児童委員，民生・児童委員， 発達障害者支援センター
保健・医療	保健所，保健センター，学校医，病院等医療機関 精神保健福祉センター
警察関係	警察署，少年補導員，
矯正・更生保護関係	保護司，保護観察所，少年鑑別所，家庭裁判所 少年育成センター

キ インターネットなどを通じて行われるいじめへの対応

本市では、現代社会において、インターネット利用は避けて通れないことを前提に、児童・生徒の安全を確保しつつ、パソコンやスマホのよき使い手として必要な能力やスキルを身に付け、問題が起きた時の解決方法を考える力や実践力を養う「デジタル・シティズンシップ教育」を推進しており、教職員や保護者を交えた研修会の実施を計画している。今後、1人1台端末の活用を積極的に推進するとともに、子どもたちが加害者にも被害者にもならず自立して活用できる取組をさらに進めていく。

【参考】文部科学省の「情報モラル教育ポータルサイト」「学習コンテンツ・啓発資料」「授業実践活用事例」「教員向け動画コンテンツ」「情報モラル教育関連サイト」

- ネットいじめの定義

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の児童の誹謗中傷などをインターネット上の SNS などに書き込んだり、特定の児童になりすまし社会的な信用を貶める行為をしたりするなどの方法によるいじめ行為。
- ネットいじめに対して求められる基本的な考え方

ネット上のいじめに関しては、「暴力を伴わないいじめ」であり、一度流出したら取り返しがつかないという認識の下、保護者と連携した未然防止に努める。
- ネット上のいじめの事例
 - ・ 掲示板・ブログ・プロフでのいじめ
 - ・ メールでのいじめ

- ・ LINEでのいじめ
- ・ その他（口コミサイト、オンラインゲーム上のチャット、SNSでのいじめなど）
- ネットいじめの未然防止のために
 - ・ 保護者に対してのお願い、啓発

- ・ フィルタリング
 - ・ 家庭でのルールづくり
 - ・ ネットにつながる端末は保護者の責任及び監督下におくこと
 - ・ 児童に対して伝えること
デジタル・シティズンシップ教育及び情報モラル教育の充実に努め、以下のようなインターネットの危険性を認識させる。

- ・ ネット上に発信した情報は不特定多数の人にすぐに広まること。
 - ・ 匿名でも書き込みをした人は特定できること
 - ・ 書きこみが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
 - ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
(画像、動画、書き込みなど)
 - ・ 教職員による研修

- ・ インターネットや携帯電話、スマートフォンを使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深める。
 - ・ ネットいじめの未然防止を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを促す。
- ネットいじめが起きたときの対応
 - ・ 不適切な書き込みなどがされているサイトをデジタルカメラや画面キャプチャーなどで記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、必要に応じてプロバイダに連絡し、速やかに削除を要請する。
 - ・ 教育委員会、警察、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。特に、犯罪行為にあたりと認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。
 - ・ 被害児童、保護者への支援及び加害児童、保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移について特に継続的に注視し、再発防止に尽くす。

ク いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

取組指標	成果指標
教職員自己評価において「いじめ等の問題行動に対し、未然防止に努めることができた」と答えた教職員が <u>100%以上</u>	児童アンケートにおいて「学校は楽しい」と答えた児童が90%以上
保護者アンケートにおいて「川之江小学校は、熱心に指導し、よく相談にのってくれると思う」と答えた保護者が <u>90%以上</u>	保護者アンケートにおいて「お子さんは、楽しく学校へ行っていると思う」と答えた保護者が80%以上

ケ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

- 教職員による自己評価（年２回）
 - ・ いじめ等の問題行動に対し、未然防止に努めることができたか。
 - ・ いじめ等の問題行動の事案が起こったとき、迅速に対応できたか。
 - ・ 自他の大切さを認めながら、支え合い、助け合う仲間づくりに努めたか。
- 保護者アンケートによる評価（１月末）
 - ・ お子さんは、楽しく学校へ行っていると思いますか。
 - ・ 友達と仲良くできていると思いますか。
 - ・ 川之江小学校は、熱心に指導し、よく相談にのってくれると思いますか。
- 児童アンケートによる評価（１月末）
 - ・ 学校は楽しいと思いますか。
 - ・ お友達と仲良くできていると思いますか。
 - ・ 川之江小学校の先生は、ていねいに教えてくれて、よく相談にのってくれますか。
- ※ 以上のような評価やデータを基に、取組について全職員で話し合いを行い、改善を図っていく。

(4) 年間取組計画の策定

年間計画には、相談活動の実施計画を始め、相談室の整備と運営、児童理解の手立て（心理検査の実施等）、教育相談に関する教員研修、保護者や関係機関との連携などに関する事項を入れて作成する。

川之江小いじめ未然防止年間計画

	職員会など	未然防止の取組	早期発見の取組
一 学 期	・ 校内生徒指導委員会（方針・計画等） ・ いじめ対策チーム編成 ・ 校内生徒指導委員会（毎月） ・ 職員研修会（いじめ防止の対応を確認・事例研修）	・ P T A総会（方針説明） ・ 年間計画作成 ・ ネットいじめについての注意喚起 ・ 学級懇談において保護者との情報交換 ・ 個人懇談において情報交換 ・ ソーシャルスキルトレーニング	・ 心のお天気しらべ ・ 児童の観察、日記 ・ 教職員の情報交換 ・ 教育相談 ・ なかよしアンケート

二 学 期	・校内生徒指導委員会（２、３学期の計画） ・学校評価（上半期）をもとに研修 ・校内生徒指導委員会（毎月）	・ソーシャルスキルトレーニング ・ネットの危険性についての学習 ・人権・同和教育参観日で保護者啓発 ・個人懇談において保護者との情報交換	・学校評価（上半期） ・心のお天気しらべ ・児童の観察、日記 ・教育相談 ・教職員の情報交換 ・なかよしアンケート
三 学 期	・校内生徒指導委員会（本年度の反省、見直し） ・校内生徒指導委員会（毎月） ・学校評価（下半期）をもとに研修	・ソーシャルスキルトレーニング ・学級懇談において保護者との情報交換	・心のお天気しらべ ・児童の観察、日記 ・教育相談 ・学校評価（下半期） ・教職員の情報交換 ・なかよしアンケート

(5) 取組評価アンケートの実施・考察

生徒指導の評価規準は下記の５分野。

- ① 開発的指導内容（児童に身に付けさせたい、あるいはより育みたい資質や能力・態度など）
- ② 指導方針（目標・基本方針・教育課程）
- ③ 指導体制（生徒指導組織・校内協力連携体制・教育相談体制・特別支援教育体制・研修体制）
- ④ 問題行動への対応（未然防止策・危機準備・初期対応・再発防止策）
- ⑤ 家庭・地域・関係機関との連携・協働

生徒指導部内評価を校内で十分に検討した後、保護者や地域住民などの学校関係者により構成された評価委員会で、学校の自己評価の結果について吟味する。

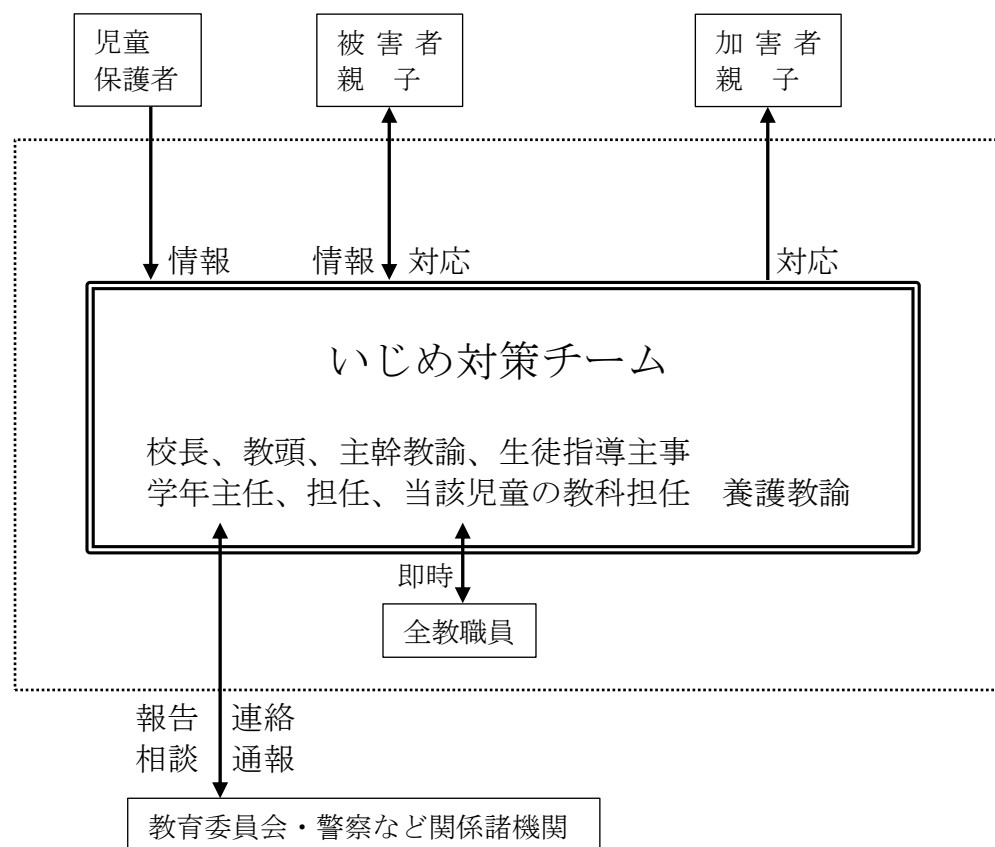
4 いじめが発生した場合の組織の設置（早期対応、認知したいじめに対する対応等）

(1) 名称 「いじめ対策チーム」

(2) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、担任、当該児童の教科担任 養護教諭（必要に応じて外部機関と連携する。）

(3) 組織図



(4) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

まずは、当該児童に迅速に事実確認を行う。その上で教員間の十分な共通理解を図った上で、校内での指導、家庭への支援・措置、関係機関との連携などの措置を講じる。

なお、集団での児童による問題行動や深刻ないじめが起こっている場合、あるいは、校外の非行少年や暴力団との関係がある場合、また、マスコミ報道がなされた場合などにおいては、迅速に警察など関係機関との連携を行う。また、こうした重大な事案や学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・ いじめられている児童にも責任があるという考え方はしない。「あなたが

悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。
- ・ たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

オ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

カ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることが伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

キ 懲戒

学校教育法第11条本文では、「校長及び教員は、教育上必要と認めるとき

は、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒、及び学生に懲戒を加えることができる。」と規定している。

ク 出席停止

学校の秩序を維持し、他の児童の義務教育を受ける権利を保障するという観点から出席停止制度は設けられている。学校として最大限の努力を行っても解決せず、他の児童の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、学校は出席停止の適用について積極的に検討する必要がある。

ケ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取るようにする。

コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することとする。

サ いじめが解消されたとの判断基準

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは3か月を目安とする。

○ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合等)
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- (1) 調査組織 「いじめ対策チーム」を開く。
- (2) 対応
 - ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。
- (3) 報告
 - ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。報告に当たって

被害児童、保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 調査結果を公表するにあたっては、公表の仕方及び公表内容を被害児童・保護者に確認する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

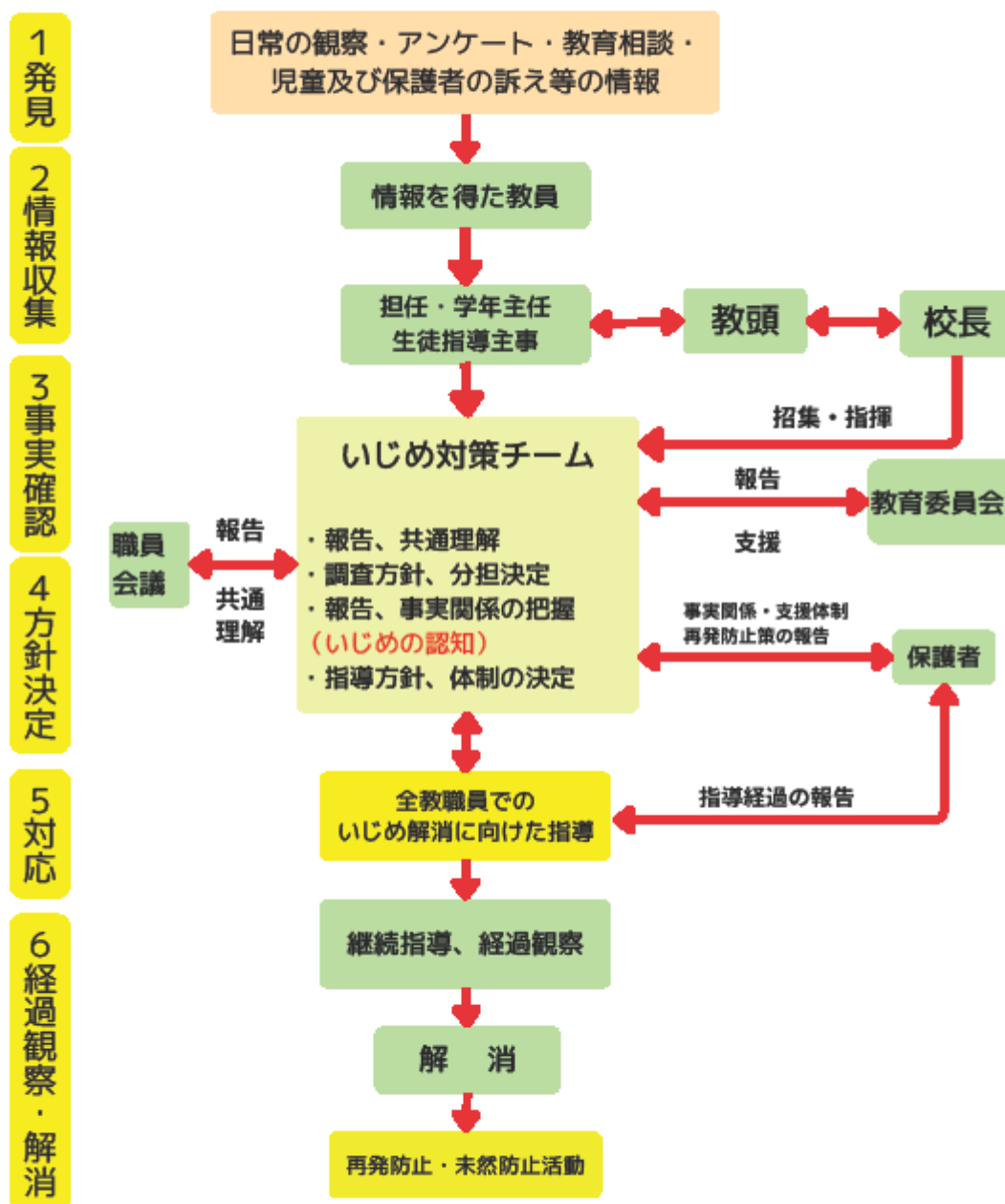
7 ホームページでの公開について

本校ホームページにおいて、保護者に、学校いじめ防止基本方針を伝え、学校と家庭が一つになっていじめ防止に取り組めるようにする。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

(1) いじめの初期対応のフローチャート

川之江小学校 いじめの初期対応 フローチャート



(2) いじめの重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

<当該児童生徒に関する情報>

学校名： 学年： 性別： 年齢： 別添 2

1	いじめ重大事態の発生から調査開始	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む	● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁	R7.9.9
2	学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出	● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁	R7.9.9
3	教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	● 不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい)	R7.9.9
4	教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁	R7.9.9
5	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁	R7.9.9
6	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁	R7.9.9
7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—	R7.9.9
2	重大事態調査の実施	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁	R7.9.9

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

3	重大事態調査結果の説明・報告	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁	R7.9.9
2	地方公共団体の長への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書添えることができる旨を説明すること	● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁	R7.9.9
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁	R7.9.9
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁	R7.9.9
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること	● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁	R7.9.9
6	教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	R7.9.9
4	重大事態調査結果の公表検討	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	● ガイドライン13～14頁	R7.9.9
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	● ガイドライン13～14頁	R7.9.9
3	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	● ガイドライン13～14頁	R7.9.9

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。

9 資料

(1) 教育相談で用いるカウンセリング技法

つながる言葉かけ	いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労を労ったり、相談に来たことを歓迎したりする言葉を掛け、心をほぐすような言葉掛けを行う。
	例：「忙しいのに、ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」など
傾聴	丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾ける。よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問する。
	例：「そう」「大変だったね」など
受容	反論したくなったり、批判したくなったりしても、そうした気持ちを脇において、児童のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞く。
繰り返し	児童がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童は自信をもって話すようになる。
	例：児童「もう少し強くなりたい」 教員「うん、強くなりたい」
感情の伝え返し	不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくない。少しでも感情の表現が出てきたときには、同じ言葉を児童に返し感情表現を応援する。
	例：児童「一人ぼっちで寂しかった」教員「寂しかった」
明確化	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝う。
	例：「君としては、こんなふうに思ってきたんだね」
質問	話を明確化する時や、意味が定かでない時に確認する場合や、より積極的に聞いているよということを伝える場合などに質問を行う。
自己解決を促す	本人の自己解決力を引き出す。
	例：「君としては、これからどうしようと考えている？」 「今度、同じことが起きたとき、どうしようと思う？」

(2) 生徒指導において把握することが求められるもの

従来から生徒指導において把握することが求められているもの	能力的側面	身体的能力，知能，学力など
	心理的側面	性格，興味，要求，悩みなど
	環境的側面	交友関係，家庭環境など
	基本的な生活習慣	就寝時間，朝食摂取，日常的なスポーツ活動など
今日の児童の生活実態などの現状と課題を踏まえ、把握することが求められるもの	人間関係	家庭での人間関係，地域での人間関係，友人関係
	体験の有無	自然体験や直接体験の有無
	情動的側面	情報メディアへの接触状況

(3) 観察法

いつ	朝の会などでの健康観察、登校時、授業中、休み時間、給食中、昼休み、清掃活動中、下校時などあらゆる場面で ※ 学校保健安全法（平成21 年施行）でも、健康観察が新たに位置付けられている。
どこで	教室 廊下 運動場 体育館など学校内のあらゆる場所で
どのようにして	・ 児童と直接コミュニケーションをとりながら、関与しながらの観察。 ・ 第三者的立場に立ち、児童が集団の中で周りとのようにかかわっているのかという観点からの観察。
何を	上記の表の内容
注意すること	・ 主観や感情に大きく流されることは、児童の的確な理解の妨げとなるので、客観的な観察を心掛ける。 ・ 複数の観察者によって観察を行い、情報を共有し合う。

(4) 学校におけるいじめ発見のチェックポイント表

項 目	観察の視点（特に、変化のあったときに注目する）
朝の会 帰りの会	☐ 欠席・遅刻・早退が増える。 ☐ 表情がさえず、うつ向きかげんである。 ☐ 健康観察の時、声がいつも以上に小さい。 ☐ 健康観察やスピーチなどで発言する時、特定の児童にだけひやかすような雰囲気がある。
授業	☐ 用具・机・椅子が散乱している。 ☐ ※テストを白紙で出す。 ☐ 一人だけ遅れて入室する。 ☐ ※ふざけた質問をする。 ☐ 休み時間に涙を流した気配が感じられる。 ☐ 失敗するとその時とばかりに笑われる。 ☐ 忘れ物が多くなる。 ☐ 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。 ☐ グループ分けで孤立しがちである。 ☐ 席を替えられている。 ☐ 正しい答えをひやかされる。 ☐ ひどいあだ名で呼ばれる。 ☐ ※不真面目な態度で授業を受けている。 ☐ となりの子と机が離れている。
休憩時間	☐ 用もないのに保健室や職員室によく来る。 ☐ 通行を邪魔されたり、そばを通ると避けられたりする。 ☐ 遊びの中で孤立しがちになる。 ☐ プロレスごっこで負ける役が多い。 ☐ ※大声で歌を歌う。 ☐ ※仲よしでない者とトイレに行く。
清掃	☐ ※さぼることが多くなる。 ☐ ※暗い表情で一人離れて作業をする。
放課後	☐ 衣服が汚れていたり、すり傷や鼻血の跡があったりする。 ☐ いつも仲間に使い走りさせられている。 ☐ 下校の際、他の子の荷物を持たされている。

	☐ 急いで一人で帰宅する。
所持品・服装	☐ 教科書などにいたずら書きされている。 ☐ ※異装・異髪をしてくる。 ☐ 持ち物・靴・傘などを隠される。 ☐ ※高価な物を学校に持ってくる。 ☐ ※人前に下着姿などで現れる。 ☐ 刃物など危険な物を持つ。
その他	☐ 日記・作文・絵画などに気にかかる表現が現れる。 ☐ 教材費などの提出が遅れる。 ☐ ※学校のきまりを違反したり、万引きなどの問題行動を行ったりする。

※印・・・無理にやらされている可能性のあるもの

(5) 家庭におけるいじめ発見のチェックポイント表

文部科学省より各家庭に配布されたいじめチェックポイントを活用する。

保存版
いじめのサイン
発見シート

✓

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
☐ 遅刻や早退がふえた。
☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

夕 (下校後)

☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
☐ 学校や友達の話がへった。
☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

お子さまのようすは
いかがですか？

■「いじめ」をしていませんか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりがから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良い相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しないさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル
 24時間全国どこからでも悩みを相談することが出来ます。

0570-0-78310 (なやみ言おう)

政府広報 | 文部科学省

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

- 21 -

ア 心のお天気しらべ（随時・必要に応じて）



名前(

川之江小学校

-

- どんななやみか、できるだけわしく書いてください。

--

- | | |
|--|--|
| | |
|--|--|

- | |
|--|
| |
|--|

イ 川之江小学校なかよしアンケート（学期に1回・学期末）

川之江小学校なかよしアンケート R7年度6月()年 名前()	
問1 学校は、楽しい。 ア はい イ どちらかといえば はい ウ どちらかといえば いいえ エ いいえ どうして、そう思うのですか。()	問10 今、あなたは、友だちがいやがることを言われたりされたりしているのを見たら、どうしますか。 ア 従 着する イ 先 生にそうだんする ウ い 次の人 にそうだんする エ やめさせたいけどなにもしない オ かんがえてない 何らなにもしない カ そのた ()
問2 自分の中で、がんばっていることや、続けていることがある。 ア ある イ すこしある ウ あまりない エ ない	問11 こまったときやつらいきもちになったとき、いやなことはいやだと、友だちにきちんと言えている。 ア 言えている イ すこし言えている ウ あまり言えない エ 言えない
問3 今、なやんでいることやこまっていることがある。 ア ある イ すこしある ウ あまりない エ ない	問12 今年、先生からたたかえたり、ひどいことばできずつけられたりしたことがある。 ア たたかされた イ ひどいことばできずつけられた ウ ない
問4 問3でア、イと答えた人は、どんなことになやんだりこまったりしていますか。 ア ともだち イ べんきょう ウ うんどう エ おうちのこと オ からだのこと カ そのた ()	問13 問12でア、イとこたえた人だけにききます。それはどんなときにどのようなことをされた(言われた)のですか。 ア じゅぎょうちゆうに () イ そのほかのじかん ()
問5 なやんだり、こまったりしていることがあるとき、だれにそうだんしますか。 ア ともだち イ い 次の人 ウ 先生 エ しない オ そのた ()	問14 学校であったことについて、おうちのひととよく話をしてる。 ア する イ ときどきする ウ あまりしない エ しない
問6 今年になってから、ともだちに「いやだな」と思うことを言われたりされたりしたことがある。 ア ある イ はっきりとおぼえていないけどあるかもしれない ウ ない	問15 先生に話したいと思うことがあれば、書いてください。 ()
問7 問6でアとこたえた人は、どんなことをされましたか。 ア たたく・ける イ おどされる ウ わる ^い ^い エ あだな オ からが ^い カ ものやお ^い ^い キ ひそひそ ^い ^い ク あそびによせてもらえない ケ そのた ()	
問8 今年になって、友だちがいやがることやかなしむことをしたことがある。 ア ある イ はっきりとおぼえていないけどあるかもしれない ウ ない	
問9 問8でアとこたえた人は、どんなことをしましたか。 ア たたく・ける イ おどす ウ わる ^い ^い エ あだな オ からが ^い ^い カ ものやお ^い ^い ^い キ ひそひそ ^い ^い ク あそびによせない ケ そのた ()	